

## 第 5 回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開 催 年 月 日	令和 4 年 8 月 1 0 日 (水) 午後 3 時 1 3 分			
開 催 場 所	湯梨浜町役場別館 第 3 会議室			
出席委員( 11 名)	1 番 山下 和子 委員	2 番 蔵本 孝広 委員	3 番 横川 力 委員	4 番 山上 真治 委員
	5 番 長谷川 誠一 委員		7 番 山本 美代子 委員	8 番 土海 政信 委員
	9 番 清水 武敏 委員	10 番 尾川 寛信 委員	11 番 山田 隆雄 委員	12 番 下田 健一 委員
欠席委員( 1 名)	6 番 谷岡 貞幸 委員			
推進委員( 7 名)	13 番 徳岡 正裕 推進委員	14 番 河井 勝重 推進委員	15 番 山下 昇 推進委員	
	17 番 山本 正義 推進委員	18 番 岡本 章 推進委員	19 番 中村 博 推進委員	20 番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員( 1 名)	16 番 井坂 正昭 推進委員			
職 務 の た め 出 席 し た 職 員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 中村 武史			
提 案 議 案	第 21 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について 第 22 号議案 非農地の現況証明について 第 23 号議案 農用地利用集積計画の決定について			
報 告 事 項	第 1 号 公共事業の施行に伴う農地転用報告について 第 2 号 農地法施行規則第 29 条第 1 号に係る農地転用 (2 アール未満の農業用施設) の届出について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>1 開会 農業委員会憲章 唱和</p> <p>2 議事録署名委員の指名</p> <p>3 報告事項 第1号 公共事業の施行に伴う農地転用報告について</p>	<p>事務局</p> <p>土海政信職務代理 事務局</p> <p>長谷川会長 事務局</p> <p>長谷川会長（議長）</p> <p>（議長）</p> <p>（議長）</p> <p>事務局</p>	<p>ただ今より、令和4年度第5回農業委員会の定例総会を開催します。 農業委員会憲章の唱和を行いますので、皆様ご起立をお願いします。 本日の先導役は、議席番号8番の土海政信職務代理でございます。よろしくお願ひ致します。 （農業委員会憲章の唱和） はい、ありがとうございました。ご着席ください。 それでは総会の開催にあたりまして、長谷川会長からごあいさつを頂きます。お願ひ致します。 （長谷川会長あいさつ 中略） ありがとうございました。そう致しますと、本日の出席者報告を致します。 農業委員の現員数12人に対して、ただ今の出席委員は11人であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告致します。 次に会議の議長ですが、湯梨浜町農業委員会会議規則第4条第1項の規定により会長が議長となります。では進行をお願ひ致します。 それでは会を進行させて頂きます。 本日の議事の日程は、皆さんのお手元に配布のとおりでございます。 日程2番、「議事録の署名委員の指名」このことについて議題と致します。 お諮りを致します。本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第23条第2項の規定によりまして議長において指名することに、ご異議はございませんか。 （「なし。」の声） 異議なしと認めます。それでは議事録署名委員には7番の山本美代子委員、そして9番の清水武敏委員。両名を指名致します。よろしくお願ひを致します。なお会議書記におきましては、事務局の方へお願ひ致します。 次に日程3、報告事項に入ります。報告事項第1号「公共事業の施行に伴う農地転用報告について」を、このことについて説明をしてください。 報告事項第1号「公共事業の施行に伴う農地転用報告について」を説明します。 次のとおり、公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書が提出されたので、報</p>

<p>第 2 号 農地法施行規則第 29 条第 1 号</p>	<p>議長</p>	<p>告するものです。  (資料は 2-1 頁)  番号 1 届出人は、久見 有限会社●●。土地の所在 大字埴見——。現況地目は畑、面積は 343 m<sup>2</sup>。地権者は、埴見●●。  附記ですけれども、工事の所管課、工事名および転用目的は議案書記載のとおりで、こちらは一時転用の事業が完了したものであります。確認日は 8 月 2 日。  位置図につきましては、頁をめくって頂き 2-1 に付けさせて頂いております。  次、番号 2 でございます。  (資料は 2-2 頁、資料 1 の 1 頁,2 頁)  番号 2 届出人は、宇谷 有限会社●●。土地の所在は、大字小鹿谷の議案書記載の 4 筆であります。一時転用の面積は合計 332.6 m<sup>2</sup>。地権者は、議案書記載の 4 名。  附記ですけれども、工事の所管課は鳥取県中部総合事務所県土整備局河川砂防課。工事名は、東郷川外河川災害復旧工事で、転用目的は工所用道路並びに根固めブロック製作等のヤードであります。一時転用の期間は令和 4 年 8 月 30 日から令和 5 年 2 月 24 日まで。  位置図につきましては、頁をめくって頂いて 2-2 です。2-2、これは右側が北で左側が南でございますので、地図をちょっと縦にしてもらった方が良いですけれども。それで、赤色で囲っている筆でありますけれども、川の上手と下手の二箇所あります。  一時転用の詳細につきましては、まず資料 1 の 1 頁をお願いします。1 頁は下手の方で、東郷神社の鳥居の近くの分かれ道の付近で茶色の斜線部分が一時転用の場所。バツ印が付いている緑の四角が何個か並んでるんですけども。それは敷き鉄板と云う事で、鉄板を敷くと云う事の様でございます。  それから資料 1 の方、頁をめくって頂いて 2 頁目。こちらが上手側の場所でございます。この図面は左側が北になっていて、右側が南になります。川の西側、図面は川の下側ですが、そちらは作業ヤード。東側、川を挟んで図面の上、これは工所用道路として使用するものであります。  第 1 号につきましては以上であります。  それでは次に、報告事項第 2 号「農地法施行規則第 29 条第 1 号に係る農地転用 (2 アール未満の農業用施設) の届出について」を説明してください。</p>
-------------------------------------	-----------	---

<p>に係る農地転用（2アール未満の農業用施設）の届出について</p>	<p>事務局</p>	<p>はい。報告事項第2号「農地法施行規則第29条第1号に係る農地転用（2アール未満の農業用施設）の届出について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第4条第1項第8号及び同法施行規則第29条第1号に規定する農業用施設を設置したい旨の届出書が提出されたので、その状況を報告するものです。</p> <p>（資料は3-1頁、資料1の3頁）</p> <p>届出人は、原●●。土地の所在 大字原——。地目は畑、面積は511㎡の内99.05㎡を通路として使用するものであります。</p> <p>次の頁3-1が位置図で、青く縁取った畑の赤斜線部分を通路にするものでございます。それで、資料1の3頁が公図。公図を付けておるんですけども。赤色の所が通路として使用する部分で、公図に届出人のお家、居宅の場所を書いておりますけれども。畑と宅地との間に3、40cm程の段差があるため、坂道の通路を設けると云う、そう云う計画で届出が出ているものでございます。</p> <p>報告は以上であります。</p> <p>以上で報告事項の説明が終わりました。これは報告事項でございますので、皆さんにはご了解をして頂きます。</p> <p>なお、皆さんの方から、何かお尋ねがございましたら、挙手の上発言をしてください。</p> <p>それでは無い様でございますので、報告事項は以上で終わります。</p>
<p>4 議事 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について</p>	<p>議長  (議長)  事務局</p>	<p>次に日程4番。議事に移ります。</p> <p>議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。説明を求めます。</p> <p>議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第5条の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>（資料は、4-1頁及び資料1の4頁から15頁）</p> <p>番号1 土地の所在 大字田後——。現況地目は田。転用面積は842㎡。転用計画の用途は住宅用地。施設概要は建売住宅が4棟。建築面積は4棟の合計で178.88㎡であります。</p> <p>譲受人は、久留 株式会社●●。譲渡人は、上浅津●●。契約内容は、売買による所有権移転でございます。</p>

	議長	<p>立地基準の判定に係る農地区分は 第 3 種農地、区分決定根拠は 住宅等が連たんする区域内であります。許可根拠規定は第 3 種農地につき原則許可。都市計画区分は非線引きの都市計画区域内で、公共投資有でございます。</p> <p>事業内容は、建売住宅 建築面積 44.72 m<sup>2</sup>の一般住宅が 4 棟。宅地の造成には H900 の L 型擁壁を 62m 設置し、造成地内には両側側溝で幅員 4m、延長 24m の道路を設ける計画であります。</p> <p>農業振興地域整備計画において農用地除外済み。土地改良区の意見書、並びに隣接土地所有者の同意書が添付されております。</p> <p>頁をめくって頂き 4-1 が位置図でございまして、179 号線の浅津街道行く方の反対側、田後の集落に入った所と云う場所でございます。</p> <p>現地の写真につきましては、資料 1 の 4 頁であります。北側の道路から南に向かって写真を撮っているものですが、そして資料 1 の頁をめくって頂きまして、5 頁目が公図。そして、6 頁が計画平面図。</p> <p>ちなみに計画平面図の左下、斜線が入っておりますけども。そこに小っちゃい字でね、ハリコン、コンクリート張りにして草抑えにすると云う、そういう風に計画になっております。それで西側と南側は L 型擁壁を使いまして、南側の一部は既設のブロックが南側の宅地の方でございますので、そこに擦り付け。そして東側も宅地で L 型擁壁を設置して地上げをしてあるものですから、そちらの方に擦り付けをさせてもらおうと云う、そういう計画になっております。</p> <p>頁をめくって頂いて、7 頁が道路の計画標準横断面図。それから 8 頁 9 頁 10 頁 11 頁が A 区画 B 区画 C 区画 D 区画のそれぞれの土地利用計画図であります。</p> <p>そして、12 頁が標準的な建物平面図。13 頁が立面図。それで 14 頁については上水、下水それから雨水排水の配管図、配管の線が書いてあります。緑色が雨水排水、水色が上水道、赤が下水、汚水であります。そして 15 頁が申請地周辺の上水道・公共下水道の管路図でございます。</p> <p>以上、申請につきましては、周辺への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える影響も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。よって、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。以上であります。</p> <p>説明が終わりました。それでは引き続き、現地調査委員による現地の確認の報告をして頂きます。</p>
--	----	---

<p>議案第 22 号 非農地の現況証明について</p>	<p>山本美代子委員</p> <p>議長</p> <p>(議長) 事務局</p>	<p>それでは 7 番の山本美代子委員より、現地確認の報告をしてください。</p> <p>はい。では 5 条の許可申請を報告します。本日午後 1 時 30 分から長谷川会長、土海職務代理、清水委員、倉本委員、私と事務局 2 名の合計 7 名で現地を確認して参りました。</p> <p>5 条ですけど、この案件は、申請地、4-1 をご覧ください。これが位置図ですね。右下にスーパーがあります。資料 1 の方は 4 から 15 頁。先ほど事務局が説明しましたので、ちょっとめくって頂いて確認して頂けたらと思うんですけども。</p> <p>申請地は田んぼを売買で取得して、建売住宅 4 棟を建てられると云うものでして、農業振興地域整備計画において農用地は除外済みですし、土地改良区の意見書も添付してありますし、隣接所有者の同意書も添付してありますので、問題無く許可相当と云う事で報告致します。以上です。</p> <p>以上で、現地確認の報告を終わります。</p> <p>これより質疑を行います。皆さんの方から質疑はございませんか。</p> <p>質疑はございますか。</p> <p>(「なし。」の声)</p> <p>それでは、質疑は無しと認めます。これで質疑を終結し、これより採決を行います。</p> <p>議案第 21 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に対する意見決定について、議案の採決を行います。この申請を原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>委員全員が挙手であります。よって議案第 21 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」については、原案のとおり意見決定をし、これを鳥取県知事へ進達を致します。</p> <p>続きまして、議案第 22 号「非農地の現況証明について」を議題と致します。説明を求めます。</p> <p>議案第 22 号「非農地の現況証明について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願の提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>先に追加資料について説明させていただきますが、本日の非農地案件は 6 件ありますが、はわい長瀬の番号 4 以外は議案書に掲載しております位置図がちょっと分かり辛いものですから、別葉をご用意させて頂きました。別葉で 2 枚あるんですけども。</p>
----------------------------------	--	--

		<p>縦のものが番号 1 の石脇と番号 5 番号 6 の筒地を、丸囲いをしております。田んぼが見えているのが、これ、石脇の田んぼで。右下にあるのが筒地の集落と。そう云う位置関係になります。</p> <p>そしてもう 1 枚は、横の。もう 1 枚は横なんですけれども。こちらが番号 2 と 3 の橋津周辺の地図でございます。場所の確認の参考にして頂ければと思いますので。議案書のものと見比べながら後ほどご確認をお願いします。</p> <p>それでは番号 1 でございます。</p> <p>(資料は 5-2 頁、資料 1 の 16 頁と 17 頁)</p> <p>番号 1 申請人は、石脇●●。土地の所在 大字石脇——。地目は台帳 田、現況 原野。面積は 601 m<sup>2</sup>。これは平成 20 年頃から耕作や管理が出来なくなり、現在は原野化しているものであります。</p> <p>頁をめくって頂き 5-2 が航空写真の位置図。それから現地の写真、これは資料 1 の 16 頁であります。16 頁が現地の写真で、もう 1 枚、頁をめくって頂いて 17 頁が公図であります。</p> <p>(資料は 5-3 頁、資料 1 の 18 頁,19 頁と 22 頁)</p> <p>番号 2 申請人は、橋津●●。土地の所在 大字橋津——。地目は台帳 畑、現況 原野。面積は 110 m<sup>2</sup>。そしてもう一筆 大字上橋津、これは大字界でして、ちょうど大字が変わりますけども。大字上橋津——。地目は台帳 畑、現況 原野。面積は 214 m<sup>2</sup>。何れも 20 年以上前から耕作されないまま、原野化しているものであります。</p> <p>頁をめくって頂き 5-3 が航空写真の位置図で、番号 3 の 2 筆も図示しております。隣接になるものですから一緒にしております。それから資料 1 の 18 頁が大字橋津の分です。一筆目の現況写真。次の 19 頁が大字上橋津の方の現況写真であります。そして 22 頁が公図と云う事でさせて頂いております。</p> <p>(資料は 5-3 頁、資料 1 の 20 頁,21 頁と 22 頁)</p> <p>番号 3 申請人は、赤池●●。土地の所在 大字上橋津——。地目は台帳 畑、現況 原野。面積は 733 m<sup>2</sup>。もう一筆 大字上橋津——。地目は台帳 畑、現況 原野。面積は 810 m<sup>2</sup>。何れも 20 年以上前から耕作されないまま、原野化しているものであります。</p> <p>本冊の 5-3 頁が番号 2 と番号 3 の航空写真の位置図で、資料 1 の 20 頁が一筆目の現況写真でございまして。この土地は一筆の中に段差がありまして、資料 1、22 頁の公図を見て頂きます</p>
--	--	---

		<p>て。大字上橋津——の筆に破線を書き加えておりますけれども。その破線、筆の上側が高い場所、それから下側が低い場所と云う事で 2 段になっております。資料 1 の頁を戻って頂いて 21 頁が大字上橋津——の現況写真でございます。</p> <p>すみません。また議案書、今度は 5-1 頁ですね。</p> <p>(資料は 5-4 頁、資料 1 の 23 頁と 24 頁)</p> <p>番号 4 申請人は、久留●●。土地の所在 はわい長瀬——。地目は台帳 畑、現況 宅地。面積は 269 m<sup>2</sup>。こちらは平成 5 年頃農業用倉庫を建築し、その後建築設計事務所を増築し現在に至るものであります。</p> <p>航空写真の位置図の方は頁をめくって頂き 5-4、5-4 でございまして。役場の、その横の県道をインターチェンジ方面、ライスセンターの方に行くまでの途中で、墓地の隣と云う様な場所になります。現況写真については資料 1、23 頁。公図については次の頁 24 頁であります。</p> <p>それから、また本冊 5-1 ですが。</p> <p>(資料は 5-5 頁、資料 1 の 25 頁から 27 頁)</p> <p>番号 5 申請人は、宇谷●●。土地の所在と地目、面積は、議案書記載の 5 筆であります。</p> <p>大字筒地——と大字筒地——は、近年、県の地滑り対策事業のための用地買収によって狭小地、狭い土地となり、あわせて工事用車両に踏み固められたために雑種地となっている状況でございます。また、残りの 3 筆については、同様に県の用地買収によって狭小地となったために耕作不適地となって、以降原野化しているものであります。</p> <p>航空写真の位置図は頁をめくって頂き 5-5。先ほどご覧頂きましたけれども、多きな地図でご覧頂きましたけれども。県道泊絹見青谷線の石脇から筒地集落に行くまでの途中であります。</p> <p>現況写真は資料 1 の 25 頁と 26 頁。そして 27 頁が公図と云う事になりますけれども。25 頁の写真をご覧頂いて、ちょっと説明を加えさせて頂きたいと思っております。</p> <p>25 頁の所、筆が 4 筆連なっておりますけれども。右上の写真ですが。右上の写真は、一番東側にある大字筒地——と云う筆の所から、ツルツルと連なった筆の方を写真に撮っておりますけれども。一番遠くに見える大字筒地——と云うのは、すみません。もう、原野化しておって、どのあたりって云うのが書き込めないんですけれども。その奥の方に筆が連なっていると云う風にご確認をお願いしたいと思います。</p>
--	--	--



	<p>議長</p> <p>清水委員</p> <p>議長</p> <p>倉本推進委員</p>	<p>それから 26 頁が、大字筒地——と云う筆になりまして。一つ離れて、県の用地買収をした所を挟んで、その先と云う事になりまして。行く道が無い様な状況になっていると云う事で、説明を加えさせて頂きたいと思います。</p> <p>番号 5 については以上で、続いて番号 6 でございます。</p> <p>(資料は 5-2 頁、資料 1 の 16 頁と 17 頁)</p> <p>番号 6 申請人は番号 5 と同じく、宇谷●●。土地の所在 大字筒地——。地目は台帳 畑、現況 原野。面積は 440 m<sup>2</sup>。こちらは農地を取得後、耕作や保全管理が困難となり、現在は原野化しているものでございます。</p> <p>航空写真の位置図は頁をめくって頂き 5-6。図面左下に見える集落が筒地集落でございます。それから資料 1 の 28 頁が現況写真。29 頁が公図であります。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。引き続き現地調査委員による調査報告をして頂きます。</p> <p>先ず番号 1 の案件を、9 番の清水委員より報告をして頂きます。それでは報告してください。</p> <p>別冊の 16 頁を見てもらったら良く分かるかと思えますけども。資料 1 の 16 頁で、石脇ですけども。現在、見てもらっている様に原野化して。その、3 段の畑になってますけども。上の写真を見てもらうと、保全管理されている田んぼが 2 枚下にあるんですけども。該当する 3 段目の土地って云うのは、大きな木が生えていたり草が生えている状態です。</p> <p>それで、写真に向かって右側が柿畑になっているんですけども。そのもう一つ右側は農道になっているんですけども。そこの原野化している農地に行くには、その柿畑を通って行かないといけないと云う感じで、車両でも入れない土地で。原野化しているので非農地として差し支えないかなと思いました。以上です。</p> <p>次に番号 2 番と 3 番の案件でございますが、これは土地の所在が隣接をして、関連性がございますので、一緒に調査報告をして頂きます。</p> <p>番号 2 番と 3 番の案件は、20 番の倉本委員より報告をして頂きます。それではお願いします。</p> <p>それでは 2 番 3 番を、説明をさせて頂きます。</p> <p>2 番の●●さん、3 番の●●さん。それぞれ所有者の住所は違いますが、先ほど説明がありました様に、申請場所が隣り合わせと云う事で、一緒に現地を見て参りました。</p>
--	---	--

	<p>議長</p> <p>山本美代子委員</p>	<p>本冊 5-3 頁を見て頂きますと、申請場所の写真があります。赤印で囲ってありますが、これはどこだと。ちょっと分かんと思います。橋津に■■寺と云う大きな立派なお寺があります。その上になります。</p> <p>別冊の 22 頁を見て頂きますと、2 番の●●さんの申請場所、大字橋津——並びに大字上橋津——。隣り合わせです。3 番の●●さんの申請地が、大字上橋津——、これが 2 つに分かれておりまして。それから大字上橋津——と云う風な、隣り合わせの所でありました。</p> <p>口で言うより写真を見てもらった方が良く分かると思いますので、先ず 18 頁で、資料 1 の 18 頁。大字橋津——。これ、道路がありまして。道路のすぐ下と云う、斜面の下見ないな所になって、荒地になっちゃっています。そして次の頁、19 頁を見て頂きますと、大字上橋津——。これも、20 年以上前から耕作されていない放置されたまんまで、原野化されてまして。こう云う風に大きな木が生えております。</p> <p>それで 20 頁を見て頂きますと、今度は 3 番の●●さんの申請場所。大字上橋津——になります。2 段の畑になっておりますが、此処も比較的緩やかな斜面でしたが、荒地になっちゃっております。</p> <p>それで 21 頁、21 頁は大字上橋津——。写真写りは平坦に見えますが、此処はもう急斜面になっております。とても、これから何か植えて作ろうかって、農地に返そうかって云う風な所ではありませんでした。</p> <p>従いまして、この申請場所 4 ヲ所ですが、農地に復元しても困難な状況にありますので、全員で、非農地にしてよろしいんじゃないかと判断をして帰りました。以上です。</p> <p>ご苦労様です。次に番号 4 番でございますが、7 番の山本委員より現調査の報告をしてください。</p> <p>はい。それでは 4 番の現地報告を致します。</p> <p>大字久留——の農地なんですけど、本冊の 5-4 をご覧ください。これ、公図ですけど、役場から見て羽合のライスセンターの手前にある土地でございます。</p> <p>そして資料 1 の 23 頁 24 頁になるんですけど。此処は平成 5 年頃から農業用倉庫を建築して、その後建築設計事務所を増設し現在に至ると云う事で、建物がしっかり建っております。それで 20 年以上こう云う状態ですので、もう、認めるしかないと云う事で。委員全員で、認めることで</p>
--	--------------------------	---

	<p>議長</p> <p>清水委員</p>	<p>確認をして帰りました。以上です。</p> <p>次に、番号 5 番と 6 番については申請者が同一でございます。従いまして、番号 5 番 6 番、これ、一括して 9 番の清水委員より現地調査報告をして頂きます。</p> <p>ちょっと判り辛いかと思えますけども。縦長の一枚ものを見てください。</p> <p>右下の丸がしてあるのが 6 番目、番号 6 番の●●さんの筒地の土地です。あと、大きな丸がしてあるのが番号 5 番の 5 筆にあたる所になります。位置関係を覚えておいてください。</p> <p>最初に番号 5 番の方から入ります。位置関係を見て頂くのに、別冊の 27 頁を見て頂きますと、そこに 5 筆描いてありますけども。下の方にあります大字筒地——って云うのが、議案書に 5 筆書いてあるのの下から 2 番目の土地が、その図面で言う下の土地になります。それで後の 4 筆が上の方になります。</p> <p>それで図面で見て頂くと、25 頁を見てください。事務局が説明しましたが、地滑り対策事業で買収されたりとかで、車が入りしてたもので、すっかり踏み固められちゃって、現在雑種地状態でした。それで 4 筆がそう云う状態でした。</p> <p>それで、後 1 筆の大字筒地——って云うのは、その土地なんですけども。そこは車も入れない様な所で、農地として復元することも困難と考えられますので、湖の 5 筆については何れも非農地として差し支えないではないかと云う考えを持ちました。5 番については以上です。</p> <p>番号 6 番については、先ほど位置関係については先ほど言ったとおりです。</p> <p>図面を見て頂きますと、28 頁になりますけど、原野化しておりまして。農地に復元するのは困難と考えますので、非農地として差し支えないと考えました。以上です。</p>
	<p>議長</p>	<p>以上で現地調査委員による報告を終わります。</p> <p>では、これより一括して質疑を行います。質疑はございますか。</p> <p>中村委員どうぞ、発言してください。</p>
	<p>中村推進委員</p>	<p>内容については特には無いですけども、この耕作放棄地。まあ、原野と云う格好でですね、変更して行った時に、まだ使ってる道路の、道路沿いの土地には、そうなった時に草刈りって云う作業はどうなるんですか。</p> <p>もしそう云うのがあって、多々あると思うんですけどね。なんかもう畑じゃないからほったらかしと云う事が、どんどん増えて来るんじゃないかなと云う心配です。</p>

	<p>議長 事務局</p>	<p>今の質問に対して、事務局、説明してください。</p> <p>はい。例えば農道ベりに土地がありましたよと。農地があつて、やっぱり草芒々じゃいけないからって事で、皆が農地として維持。少なくともぐるりは綺麗にして、道に草が出たりとかせん様に綺麗に管理をしましょうと云う事でやっておられると思いますけども。</p> <p>仮に農地じゃなくなっちゃったとしても、やはり皆に迷惑が掛かる状態にしておくのは、それはよろしくないでしょう。と云う事から、その辺はやっぱり地域の慣習と云う事で、農地じゃなくても道の方に草が出る様だったら綺麗にしましょうと云う風な、地域の風習と云うんですかね。慣習って云うのはやっぱりあると思うんです。それぞれが。</p> <p>だから、集落ごとのルールを守りましょうねと云う風な言い方で、「他人んちに迷惑が掛かる様な事にならない様に、ちゃんと。道ベりだったら草が出て来ん様に管理しようや」と。それが農地であろうが原野であろうが、山林であろうが。やっぱりそれはおんなじことだと思うんです。</p> <p>山林になっちゃったら尚のこと、枝がバーっと出て来たりと云う事になっちゃあ、本当に通れなくなっちゃいますのでね。</p> <p>所有者の管理はきちんと、道路をちゃんと使える様に維持をしてもらおうと云う事は、責任はあるんじゃないかとは思うんですけどもね。</p>
	<p>中村推進委員 議長 中村推進委員</p>	<p>良いですかね。</p> <p>中村委員、どうぞ。</p> <p>こう云う案内をね、やっぱりまた出しておく必要があるんじゃないかと思う。結構何処もですね、山沿いの、ちょっと奥に入ったら、そう云う状況が増えて行ってる様に思われますのでね。</p> <p>もし、使っておられる道路をね、使っておられる方があつたら迷惑も掛かるし。そう云う事が無い様にと云う様な、何かどっかで、アナウンスは出来ないもんですかね。</p>
	<p>議長 事務局</p>	<p>それでは説明を。</p> <p>ちょっとあの、農業委員会としては微妙かなと云うところはあります。その指導をするのは。本来は道路の管理者が言うべき事だと思いますので、管理者がね。例えば県が作った農道であっても、受益者が管理してますよって云う様な農道も多分に町内でもあつたりしますので。そうなるとやっぱり「集落で何とかしようや。」って云う声掛けをして頂く事になりますし。</p> <p>して悪いことはないでしょうけど、ただ、それをあんまり強く持ち出すと越権行為と云う事に</p>

	<p>中村推進委員 議長</p>	<p>もなりかねませんし。それはそれで。他所の領域までと云うか、そこまで言うべき事ではなかもしれませんが。</p> <p>勿論、此処は農地らな農地として管理してくださいねと云う話は当然しないといけませんけども。そこに農地があるのに、行くための所が悪いので何とかして。と云うのは、確かにその農地を維持するために必要な部分ではあるんですけども。言い回しが難しいのかなと。そう云う意味では。</p> <p>ちょっとね、荒れた所が多くなったらね、そこで耕作している人って大変な思いをしてると思います。何とかならんかなと云う事ですね。以上です。</p> <p>今のご質問の件でございますけども、所有権と云うのがございまして。所有者に対する権利は確かに付いとる訳でございますけども。その所有権を持っておられる方は、所有している権利を、まあ、あるんですけども。それ以外にも農地ではなくなりますけども、土地を保全管理すると云う義務もあるんでないかと云う風に思っております。</p> <p>従いまして、その辺りはですね、農地に外れようが外れまいが、一つの社会的ルールとしての認識を持って頂いてですね。</p> <p>今、中村委員の仰るのは、それをもうちょっとアナウンス化出来ないものかと云う風な事なんですけどね。</p> <p>そちらの方になりますと、今度は事務局が申しました様に、農地ではございませんので、こちらの範疇からは外れるんですけども。やはりそこは、今度は建設課とか。それからあちらの方から働きかけてもらおうと云う風な。この方法もあるんじゃないかと云う風に思います。</p> <p>そう云ったところで、よろしくお願いします。</p> <p>その他にございますか。今、一括して。今日は、結構、実は多かったですよ。非農地証明がね。時間が掛かったんですけども。</p> <p>一括して質疑、今、受けておりますけども。皆さんの方から、その他ございませんか。</p> <p>それでは無しと云う風にさせていただきます。それではこれで質疑は無い様でございます。無しと云う風に認めさせていただきます。</p> <p>質疑を終結し、それでは採決を行います。採決を取りますが、私の方でですね、これとこれ、これとこれ、と云う風にして採決を取らせて頂きます。関連性のあるものをですね、一つ一つ拾</p>
--	----------------------	---

<p>議案第 23 号 農用地利用集積計画の決定について</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>って行きたいと思います。ご了解頂きます。</p> <p>それでは議案第 22 号「非農地の現況証明」に対する可否決定について、採決を行います。</p> <p>まず第 1 の案件。石脇の案件でございます。この案件につきまして、原案のとおり認めることに賛成の委員は挙手をお願い致します。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が賛成でございます。</p> <p>続きまして、案件番号 2 番と 3 番。橋津、上橋津の所でございますけども。この案件でございますけども。2 番と 3 番の案件を一括して採決を行います。この 2 番と 3 番、原案のとおり認めることに賛成の委員、挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が賛成であります。</p> <p>続きまして、受付番号 4 番。はわい長瀬の件でございますが。この案件につきまして、原案のとおり認めることに賛成の委員、挙手をしてください。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員であります。</p> <p>続きまして、案件番号 5 番と 6 番。筒地の案件でございます。この案件につきまして、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。</p> <p>以上を持ちまして、1 番 2 番 3 番 4 番 5 番 6 番。総ての案件を皆様方から、原案のとおり認める事に賛成であると云う風に挙手を頂きました。</p> <p>従いまして、議案第 22 号の「非農地の現況証明」につきましては、原案のとおり可決を致します。</p> <p>次に、議案第 23 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。説明をしてください。</p> <p>議案第 23 号「農用地利用集積計画の決定について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農用地利用集積計画が作成されたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項</p>
--------------------------------------	---------------------	---

	<p>議長</p> <p>尾川委員 議長 尾川委員</p> <p>議長 事務局</p> <p>議長 徳岡推進委員 議長 徳岡推進委員</p>	<p>の規定により、本委員会の意見を求めるものです。公告予定日は令和4年8月15日であります。 (資料は、6-1頁と6-2頁) 頁をめくって頂きまして、利用集積計画総括表をご覧ください。 関係戸数は 借人 2、貸人 2。利用権の設定期間は田畑の合計で、6年以上10年未満が2件で3,912㎡であります。 設定作物等面積は、樹園地として利用が2,246㎡。普通畑として利用が1,666㎡であります。 利用権設定面積率は0.031%で、次の頁6-2が各筆明細の一覧であります。 以上「農用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。 説明は以上です。 説明が終わりましたので、ただ今から質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。良いですか。 はい、尾川委員、どうぞ発言してください。 2番の●●さんの案件ですけども。今、原野と云う事で。これから開墾をして梨を植え付けられると。 その辺り説明してください。 今、ご質問がございましたとおり、現況は原野であります。宮内の宮戸弁天の所に果樹園をしてらっしゃる方がありますよね。あれの近傍の所の土地。 果樹園じゃない所はほとんど荒れてますから。その所、並びみたいな所を整備して梨を植えられたいと云う事で。まあ農地として使う事になりますから利用集積計画の方に載せて頂いてと云う事でございます。 よろしいですか。その他に質疑はございますか。 はい。 どうぞ。徳岡委員、どうぞ発言してください。 1番の、はわい長瀬の分なんですけども。●●さんの分。これ、前、鳥取の事業者が作った田んぼだと思いますけども。あれが撤退したための空いた田んぼを、この人が作る様にしたと思うんですけども。</p>
--	--	---

<p>5 その他</p>	<p>議長 事務局</p> <p>徳岡推進委員 事務局 徳岡推進委員 議長 徳岡推進委員 議長</p> <p>(議長) 事務局</p>	<p>これ、1,666 m<sup>2</sup>と云う事は一つの田んぼですかね。これは道を隔てて、恐らくね、反対側もあると思うんですけども。その田んぼは契約をしてないと云う事ですよ。</p> <p>それじゃあどうぞ、説明してください。</p> <p>番号1につきましては、此処の所有者さんの分は農道の東西、両方土地があるんですけども。この度「作らせてください。」って言うておられるのは片方だけです。両方と云う訳ではないです。</p> <p>要は、借りたいと云う方があったので、それが成立しましたと云う、そこの話です。</p> <p>だから、もう一つの方は、だから、未だ荒れたままと云う事ですね。</p> <p>そう云う事ですね。耕作者、新たな耕作者と云うのは無いと云う状態です。</p> <p>分かりました。</p> <p>徳岡委員、良いですか。</p> <p>はい。</p> <p>その他に質疑はございますか。</p> <p>それでは無い様でございますので、質疑はこれで終結します。これより採決を行います。</p> <p>議案第23号「農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり認めることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。よって議案第23号「農用地利用集積計画の決定」につきましては、原案のとおり意見決定を致します。</p> <p>以上で議事を終わります。</p> <p>それでは次に「9月定例総会の日程」についてをお諮りします。それでは説明してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 9月定例総会の日程について <ul style="list-style-type: none"> <li>9月9日(金) 午後3時から</li> </ul> </li> <li>○ 農家相談会について <ul style="list-style-type: none"> <li>8月18日(木) 午前9時から正午まで</li> <li>担当：尾川寛信 委員、山田隆雄 委員、徳岡正裕 推進委員</li> </ul> </li> <li>○ 農業者年金特別研修会(Web)について</li> </ul>
--------------	---	---



6 閉会	議長	<p>9月2日(金) 午後1時30分から午後4時30分まで Web参加の会場 役場本館 第2会議室</p> <p>それでは、以上を持ちまして今回の総会に附議されました案件は総て終了致しました。 それでは皆さん、ご起立をお願いします。</p> <p>以上を持ちまして、令和4年度第5回湯梨浜町農業委員会定例総会を、これを持ちまして閉会と致します。</p> <p>(閉会 午後4時16分)</p>
------	----	--